

株 主 各 位

証券コード 2207
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
名糖産業株式会社
代表取締役社長 三 矢 益 夫

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
(<https://www.meito-sangyo.co.jp/ir/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することが
できます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年6月25日
(火曜日) 午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日） 午前10時（受付開始時間：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート
名古屋コンベンションホール4階 大会議室406・407
※お土産および飲み物の提供はいたしておりませんのでご了承ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- 本株主総会にかかる株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時30分必着

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

❗ ご注意事項

- ・インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合、インターネット等を有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

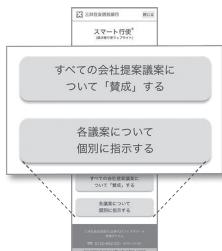
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

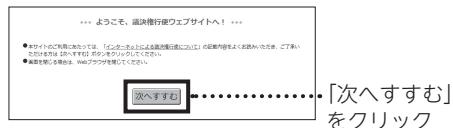
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

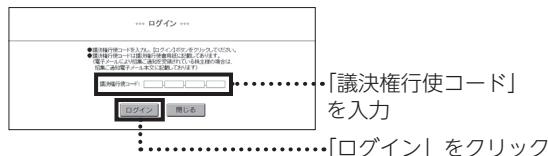
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

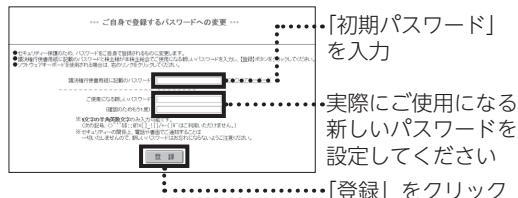
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき15円とさせていただきますと存じます。これにより当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金13円を含め、1株につき28円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額253,752,135円

(年間配当金は1株につき金28円 総額473,676,242円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため1名増員して取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名 (日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	みつやますお 三 矢 益 夫 (1959年9月3日生)	1982年 4月 当社入社 2011年 6月 当社執行役員 2013年 6月 当社取締役 2018年 6月 当社常務取締役 2020年 4月 当社代表取締役・常務取締役 2020年 6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 名糖アダムス株式会社 代表取締役副社長 株式会社エースペーカーリー 代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社 代表取締役社長	15,399株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	やまざき きよし 山 崎 潔 (1957年9月3日生)	1982年 4月 当社入社 2008年 6月 当社経理部長 2011年 6月 当社執行役員経理部長 2015年 6月 当社取締役総務部長兼経理部長 2020年 6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 2022年 4月 当社常務取締役管理本部長・関係会社担当 2024年 4月 当社常務取締役社長補佐管理・関係会社担当 (現任)	11,332株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	ないき ひろゆき 内 木 裕 之 (1964年5月5日生)	1987年 4月 当社入社 2017年 6月 当社名古屋工場長 2018年 6月 当社執行役員名古屋工場長 2018年 8月 当社執行役員名古屋工場長兼瀬戸工場長 2019年 6月 当社取締役名古屋工場長兼瀬戸工場長 2019年10月 当社取締役生産本部長兼瀬戸工場長 2020年 6月 当社取締役生産本部長兼業務部長 2022年 4月 当社取締役生産本部長兼業務部長兼食品開発部長 2023年 5月 当社取締役生産本部長兼食品開発部長 2024年 4月 当社取締役管理本部長兼総務部長（現任）	6,610株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門、生産部門および開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名 (日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	※ 井 尾 哲 也 (1965年11月29日生)	1989年 4月 当社入社 2020年 6月 当社営業部長 2022年 4月 当社営業本部副本部長兼営業部長 2022年 6月 当社執行役員営業本部長兼営業部長 2023年 6月 当社上席執行役員営業本部長兼営業部長 (現任)	3,288株
(取締役候補者とした理由) 当社の販売部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。
(1) 三矢益夫氏は、名糖アダムス株式会社の代表取締役副社長を兼務し、当社は同社との間で製品販売等の取引を行っております。
(2) その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、三矢益夫氏、山崎潔氏および内木裕之氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であり、また新任候補者の井尾哲也氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち小岩井聡氏、宮博則氏および宮本正司氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名 (日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	※ 和 波 宏 隆 (1964年1月24日生)	1987年 4月 当社入社 2020年 6月 当社総務部長 2024年 4月 当社内部監査室参事 (現任)	5,366株
(取締役候補者とした理由) 当社の管理部門、生産部門および営業部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
2	宮 博 則 (1976年3月7日生)	2007年 9月 弁護士登録 寺澤綜合法律事務所入所 2016年 6月 当社監査役 2018年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年 8月 宮法律事務所開所 (現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し企業経営に関する高い見識を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			
3	宮 本 正 司 (1956年2月8日生)	1985年10月 監査法人伊東会計事務所入所 1989年 3月 公認会計士登録 2005年 7月 中央青山監査法人代表社員 2007年 8月 あずさ監査法人代表社員 2010年 9月 有限責任 あずさ監査法人理事 2014年 9月 同監査法人監事 2018年 7月 宮本正司公認会計士事務所開所 (現任) 2019年 6月 アイカ工業株式会社社外監査役 2020年 6月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任) 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) アイカ工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し企業経営に関する高い見識を有しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注)
- ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 宮 博則氏および宮本正司氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 当社は、宮 博則氏および宮本正司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であり、また新任候補者の和波宏隆氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、宮 博則氏および宮本正司氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であり、また新任候補者の和波宏隆氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約は、各氏が会社法第430条の2第1項第1号に定める費用および同項第2号に定める損失の全部または一部について法令の定める範囲内において当社が補償することを内容としております。

6. 宮 博則氏および宮本正司氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ6年および4年となります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

氏名	地位	専門性および経験								
		経営・戦略	ESG・SDGs	財務・会計	人事・労務	コンプライアンス・リスク管理	マーケティング・営業	グローバル	研究・生産・物流	情報システム
三矢 益夫	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●	
山崎 潔	常務取締役 社長補佐管理・ 関係会社担当	●	●	●	●	●		●		●
内木 裕之	取締役 管理本部長 兼総務部長	●	●	●	●	●	●	●	●	
井尾 哲也	取締役 営業本部長 兼営業部長	●	●			●	●	●		
和波 宏隆	取締役 常勤監査等委員	●	●		●	●	●		●	
宮 博則	社外取締役 監査等委員	●	●		●	●		●		●
宮本 正司	社外取締役 監査等委員	●	●	●		●		●		●
山本 光子	社外取締役 監査等委員	●	●		●	●	●			

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善する下で、景気に緩やかな回復がみられました。一方で、世界的な金融引締めや中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、原材料価格の高騰やエネルギーコストの高止まりなどに起因する各種商品の値上げが続き、消費者の節約志向の高まりがみられるなど、企業にとって厳しい経営環境が続きました。

こうした情勢のもと、当社グループは、企業価値向上を目指し、チャレンジ&チェンジをスローガンとした中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2023」の最終年度として、おいしさ・たのしさ・健康を追求した高品質・高付加価値商品の提供、テレビCMや増量企画などの販売促進策によるブランド価値の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比7.3%増の24,392百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の増加や商品の内容量変更・価格改定を実施したことなどにより、前連結会計年度比144.1%増の232百万円となりました。また、経常利益は、営業利益の改善に加えて受取配当金が増加したことなどにより、前連結会計年度比26.3%増の1,430百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、主に粉末飲料部門や子会社エースベーカリーにて原材料価格やエネルギーコストの高騰などによる収益性の低下に伴い、保有資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が帳簿価格を下回ったため、工場の建物や機械など固定資産の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、減損損失2,231百万円などを特別損失として計上しました結果、703百万円の純損失となりました。なお、前連結会計年度は、700百万円の純利益でした。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

食品事業

当連結会計年度におきましては、原材料価格の高騰やエネルギーコストの高止まりなどの厳しい経営環境により、一部商品の内容量の変更や価格改定などを実施しました。主力の菓子部門は、継続してテレビCMなどの販売促進活動を行ったところ、好調に推移して増収となりました。チョコレート類は、主力ブランドの「アルファベットチョコレート」などのフ

ファミリーサイズ（大袋）の商品や人気キャラクター“ちいかわ”とコラボした「ちびさく」などのポケットサイズ（個食）の商品も順調に売上を伸ばしたことに加え、受託商品の売上も大きく伸びて増収となりました。また、キャンディ類は、自社商品・受託商品ともに売上が拡大しました。そのほか、連結子会社の株式会社エースベーカリーは、バウムクーヘン類が液卵の供給制限により売上を大きく落としましたが、ゼリー類の売上が大幅に伸ばしたことなどにより増収となりました。

粉末飲料部門につきましても、一部商品の内容量の変更や価格改定を行いました。テレビCMや増量企画などの販売施策に取り組んだ結果、分包アソートタイプの「スティックメイト」シリーズや「香り高いミルクココア」などの売上が伸びて増収となりました。

主として九州地区で製造・販売している冷菓部門は、自社商品の売上が減少しましたが、受託商品の売上が大きく伸びて増収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度比8.2%増の21,035百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の増加や商品の内容量変更・価格改定を実施したことにより、前連結会計年度比43.6%増の378百万円となりました。

化成品事業

酵素部門につきましては、海外を主な市場としており、円安の追い風を受けるなかで積極的な営業活動を展開しました。その結果、チーズ用凝乳酵素「レンネット」の売上は減少しましたが、脂肪分解酵素「リパーゼ」が海外市場で売上を伸ばしたことなどにより前連結会計年度並みの売上となりました。

また、薬品部門につきましては、医療機器材料等で使用される「デキストラン硫酸」の売上が拡大したことなどにより増収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度比2.2%増の3,074百万円となりました。営業利益につきましては、一部商品の価格改定の実施や輸出運賃などの販売費が減少したこともあり前連結会計年度比38.0%増の603百万円となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、売上高は前連結会計年度比0.2%増の283百万円となり、営業利益は減価償却費等の営業費用の増加などにより前連結会計年度比1.6%減の99百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は3,963百万円で、主なものは小牧工場における粉末飲料製造設備や新本社の建設などです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、設備投資および運転資金などを目的として短期借入金3,070百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、個人消費の持ち直しの動きがみられた一方、円安や原材料、エネルギー価格の高騰やそれに起因する物価上昇の長期化等、今後も先行き不透明な経営環境が続くことが予想されま

す。
このような状況のなか、当社グループは2020年度に掲げた中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2023」の成長戦略に取り組んでまいりました。

・中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2023」の振り返り

最終年度となる当連結会計年度の連結売上高につきましては、ブランド強化を中心とした成長戦略が功を奏し、計画前の2019年度比24.8%増の244億円となりました。食品事業においては中核ブランドへの戦略的な経営資源の投入により、アルファベットチョコブランド、スティックメイトブランドを中心に、化成品事業では高付加価値製品の販売強化により売上が伸長しました。なお、成長戦略の一つに掲げていたM&Aを本年2月に実現させ、参考までに子会社化した株式会社おいもやの年間売上高21億円を加えると、連結売上高は計画の260億円を超過することになります。利益面につきましては、工場の生産性向上などに取り組みましたが、想定を超える原材料やエネルギー価格の高騰などが影響し、未達となりました。

	2023年度実績	中期経営計画
連結売上高	244億円	260億円
連結営業利益	2.3億円	8.0億円
連結経常利益	14.3億円	16.0億円

「MEITO CHALLENGE 2023」の重点施策の1つとして推進しました「M&A等による事業拡張」につきましては、さつまいもを主力品目とした菓子・スイーツ商品のインターネット通販を展開している「株式会社おいもや」と、干し芋および焼き芋の製造販売会社である「株式会社平松商店」を子会社化いたしました。両社の強みを活かした事業展開を推進し、グループ全体のさらなる業容拡大を目指します。

・新中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」策定

またこの度、2024年度を初年度とする次の3カ年計画である中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」を策定しました。計画の概要については次のとおりです。

ス
ロ
ー
ガ
ン

・ Challenge for the future 未来を創造する挑戦

コ
ン
セ
プ
ト

- ・ 持続的な成長に資するバックキャスト思考 (*1)
- ・ 事業ポートフォリオ(*2)の最適化に向けた戦略の推進
- ・ 人的資本、資本コスト・株価を意識した経営の強化

<経営目標（経営指標）>

連結売上高

300億円

連結営業利益

18億円

連結経常利益

30億円

ROE

5.0%以上

PBR

1.0倍

<成長戦略>

①販売戦略

[食品事業]

- ・ 中核ブランドへの戦略的な経営資源投入による売上拡大
- ・ グループ会社間のシナジー強化を含む新需要の創造
- ・ 高付加価値製品の世界市場でのプロモーション強化（グローバルニッチトップ(*3)の維持）
- ・ 新規用途開発による新規顧客獲得

②生産戦略

[食品事業]

- ・ 安全・品質・生産の向上に直結するDX化（スマートファクトリー(*4)化）
- ・ 設備投資・増員および予知予防保全による増産体制の確立
- ・ 製造技術・プロセスの最適化および設備増強、増員による厳格化する品質要求への対応と生産性の向上

③組織・人事戦略

- ・ 組織力向上のための組織再構築、コミュニケーション促進（課題解決プロジェクト発足、グループ会社間交流）
- ・ 人的資本強化のための教育・リスキリング(*5)の充実（拡充）およびダイバーシティ推進

④財務戦略

- ・ 経営資源の再配分による事業ポートフォリオ(*2)の最適化（ROEの向上）
- ・ 累進配当等による株主還元強化※

※当社は、将来に向けた成長投資を行い、収益力の向上と資本効率の改善を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、累進配当を継続して実施する方針を決定のうえ発表いたしました。年間配当につきましては、次のとおり予想・計画しております。

	2025年3月期（予想）	2026年3月期（計画）	2027年3月期（計画）
一株当たり配当金(DPS)	30円	35円	40円

新中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」の達成に向けて着実に成長戦略を実行し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜われますよう心からお願い申し上げます。

*1 未来の目標から逆算してステップを計画する思考方法

*2 企業の事業の構成やバランスを一覧化したもの

*3 独自の技術力などを武器にニッチ分野（規模は大きくないが専門的な分野）において世界市場でトップシェアを獲得している企業

*4 AIやロボットなどの技術やデータ活用により、業務プロセス、品質、生産性の向上を実現した工場

*5 従業員が新たなスキルや知識を習得し、異なる業務に適應すること

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 79 期 (2021年 3月期)	第 80 期 (2022年 3月期)	第 81 期 (2023年 3月期)	第 82 期 (2024年 3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	24,180	21,136	22,727	24,392
経 常 利 益 (百万円)	1,356	1,233	1,132	1,430
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	1,023	1,816	700	△703
1 株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	60.60	107.50	41.47	△41.59
総 資 産 (百万円)	74,152	70,867	70,276	81,726
純 資 産 (百万円)	46,274	44,713	44,637	51,068

(注) 第80期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第80期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エースベーカー	40,000千円	100.00%	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000千円	100.00%	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000千円	100.00%	ゴルフ場経営
株式会社おいもや	7,000千円	100.00%	食品の販売
株式会社平松商店	7,000千円	100.00%	食品の製造販売

(注) 当社は、2024年2月9日に株式会社おいもや、株式会社平松商店の株式を取得し連結子会社としております。

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000千円	50.00%	食品の製造

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事業	主要製品等
食品事業	チョコレート、粉末飲料、バウムクーヘン、ゼリー、アイスクリーム、芋菓子、キャンディ、ケーキ、栄養食品
化成品事業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、デキストランマグネタイト（MRI造影剤、医療機器材料等）、香料（食品添加物）、混合飼料、デキストラン鉄（動物薬）
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本社 名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
支店 東京支店（東京都千代田区）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）
営業所 化成品営業部（東京都立川市）
工場 瀬戸工場（愛知県瀬戸市）、名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福岡工場（福岡県福津市）

②子会社

株式会社エースベーカーリー（愛知県小牧市）
名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）
プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）
株式会社おいもや（静岡県掛川市）
株式会社平松商店（静岡県掛川市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
590名	50名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員 254名）は含んでおりません。
2. 前期末に比べ、従業員数が50名増加しております。
主な理由は株式会社おいもや、株式会社平松商店の子会社化によるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,178 百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,450 百万円
株式会社大垣共立銀行	3,380 百万円
株式会社百五銀行	800 百万円
株式会社中京銀行	433 百万円
株式会社福岡銀行	260 百万円
株式会社三井住友銀行	216 百万円
株式会社日本政策金融公庫	195 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式の総数 17,277,683株 (自己株式360,874株を含む)
(3) 株主数 23,143名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
興 和 株 式 会 社	1,560 千株	9.22 %
名 糖 産 業 取 引 先 持 株 会	1,358 千株	8.03 %
高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社	753 千株	4.45 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	620 千株	3.66 %
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	600 千株	3.54 %
名 糖 運 輸 株 式 会 社	537 千株	3.17 %
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	535 千株	3.16 %
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	463 千株	2.73 %
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	453 千株	2.67 %
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	362 千株	2.14 %

(注) 持株比率は、自己株式 (360,874株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	1,227株	3名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 矢 益 夫	名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 株式会社エースペーカリー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
常務取締役	山 崎 潔	管理本部長・関係会社担当
取 締 役	内 木 裕 之	生産本部長兼食品開発部長
取締役（常勤監査等委員）	小 岩 井 聡	
取締役（監査等委員）	宮 博 則	弁護士
取締役（監査等委員）	宮 本 正 司	公認会計士 アイカ工業株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	山 本 光 子	パーソルテンプスタッフ株式会社相談役 中央発條株式会社社外取締役 アイカ工業株式会社社外取締役（監査等委員） 竹田iPホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宮 博則氏、宮本正司氏および山本光子氏は社外取締役であり、当社は各氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 日常的な情報収集や重要な会議への出席、会計監査人および内部監査室との十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、小岩井聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役（監査等委員）宮本正司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度末日後の役員の変更
2024年4月1日付をもって、取締役の担当業務を次のとおり変更いたしました。
- 山崎潔 常務取締役社長補佐管理・関係会社担当
内木裕之 取締役管理本部長兼総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

取締役三矢益夫氏、山崎潔氏、内木裕之氏、小岩井聡氏、宮博則氏、宮本正司氏および山本光子氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の全ての取締役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(5) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。なお、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を促進し、優秀な人材を獲得・保持することを重視し、取締役の個人別の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には毎年の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬としての固定報酬のみを支払うこととする。

なお、個人別の報酬額等の決定については、代表取締役が基本方針に基づき案を策定し、取締役会の諮問に応じ指名・報酬委員会の審議、答申を経て取締役会で決議するものとする。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議で決定するものとする。

イ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

1.基本報酬（金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬を固定報酬と賞与に配分し、当社の収益状況や各取締役の業績、役位、職責、在任年数に応じて、外部機関の調査データや従業員の年収の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

固定報酬と賞与の割合については、世間相場や従業員の給与と賞与の割合を考慮し決定する

ものとする。

監査等委員である取締役に対しては、基本報酬としての固定報酬のみを支給するものとする。

固定報酬は毎月、賞与は6月と12月に支給するものとする。

2.株式報酬（非金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が企業価値の持続的な向上を図り、株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を割り当て、数は役位ごとに設定し、一定時期に支給するものとする。

ウ. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、外部機関の調査データや当社と関連する業種・業態の企業の水準等を踏まえ、決定するものとする。

エ. 最近事業年度の報酬の決定プロセス

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2023年6月27日開催の取締役会で決定いたしました。当該取締役会では各取締役の報酬等の金額は当社の収益状況や各取締役の業績などから相当であり、基本方針に沿うものであると判断いたしました。

また、監査等委員である取締役の報酬は、2023年6月27日に監査等委員である取締役の協議で決定いたしました。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額は、2018年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億3,000万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

上記報酬等のほか、2022年6月28日開催の第80期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額2,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（監査等委員である取締役を除く。）です。

監査等委員である取締役については、2023年6月27日開催の第81期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	61	59	—	1	3
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	28 (13)	28 (13)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 非金銭報酬として取締役 (監査等委員を除く。) に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

アイカ工業株式会社、パーソルテンプスタッフ株式会社、中央発條株式会社、竹田iPホールディングス株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	宮 博 則	当事業年度開催の取締役会 8 回および監査等委員会 10 回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	宮 本 正 司	当事業年度開催の取締役会 8 回および監査等委員会 10 回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	山 本 光 子	就任後開催の取締役会 7 回および監査等委員会 7 回の全てに出席し、主に企業経営の豊富な経験、見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

宮博則氏は主に弁護士、宮本正司氏は主に公認会計士としての専門的見地より、また山本光子氏は企業経営の豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っており、また監査等委員として、豊富な知見・客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。さらに宮博則氏は取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、宮本正司氏、山本光子氏は同委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化、コーポレート・ガバナンスの充実に寄与しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,000千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業理念、経営基本姿勢および企業行動憲章を定め、当社企業グループ全体にこれらを遵守する体制を敷く。
- ②「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」(以下「コンプライアンスマニュアル」という。)を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス事務局および各部署にコンプライアンス責任者を置く。
- ③「コンプライアンスマニュアル」の実施要領のなかで、次のことを定めて運用する。
 - ・企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く社会へ周知する。
 - ・コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたる。
 - ・内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを知った場合は、事務局または社外顧問弁護士宛に通報する。なお、通報内容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受けない体制を整備する。
 - ・万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速やかに解決にあたり、内容に

- よりコンプライアンス委員会にて審議し、対応する。
- ・違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
- ④市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
 - ⑤このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ①食品事業においては、FSSC22000に基づく食品安全マネジメントシステムの導入、ISO9001に基づく品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則（GMP）」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
- ②大規模自然災害や新型感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画（BCP）」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
- ③債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
- ④平時においては、部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そのリスク軽減に取り組む。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、収益管理を徹底、追求する体制を整える。
- ②統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長（部長・工場長・支店長等）以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
- ③業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。
- ④日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき、稟議事項の明確化、徹底化を社内に浸透させ、重要事項については必ず決裁権者の決裁を受ける体制を整え、全社的に日々実践する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
- ②情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規則を定めて対応する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループ各社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
- ②グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、健全性、効率性等の向上を図る。
- ③当社企業グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
- ②上記の要員が監査等委員会の要請による任務を遂行する場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(7) 監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の選定する監査等委員の要請があるときは、会社の業務および財産の状況に関して必要な報告および情報提供を行う。
なお、当社は、監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
- ②代表取締役は、必要に応じ随時、監査等委員会および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
- ③監査等委員は、取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は、月次決算報告会等に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監査するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。また、当社の会

計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

- ④当社は、監査等委員がその職務について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度に実施した当社の業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括・推進するコンプライアンス委員会を1回開催しました。当該委員会では、業務遂行上のコンプライアンス状況を審議し、必要な情報を取締役会に報告することとしております。

(2) リスク管理

食品事故防止委員会を1回開催し、重大事故の発生の防止または重大事故が発生した場合の被害を最小限とすることを目的に、危機管理体制強化に取り組みました。

(3) 取締役の職務執行

取締役会を8回開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。また、代表取締役および担当取締役が出席する月次決算報告会、生産報告会を毎月開催し、各事業の進捗を分析・評価しました。

(4) 監査等委員の職務執行

監査等委員会を10回開催し、職務執行の状況について報告するとともに、監査等委員相互による意見交換等を行いました。また、監査等委員は取締役会に出席し、常勤監査等委員は、月次決算報告会等にも出席し、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行いました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本方針とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

なお、次期の剰余金の配当等の決定に関する方針につきましては、2024年5月13日開催の取締役会において方針の一部変更を行いました。当社は、将来に向けた成長投資を行い、収益力の向上と資本効率の改善を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、累進配当を継続して実施する方針を決定のうえ発表しておりますので、当該方針に基づき実施する所存です。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	16,998	流動負債	10,998
現金及び預金	6,362	支払手形及び買掛金	3,067
受取手形	74	短期借入金	3,070
売掛金	6,044	1年内返済予定の長期借入金	765
有価証券	250	未払金	919
商品及び製品	1,756	未払費用	2,548
仕掛品	674	未払法人税等	232
原材料及び貯蔵品	1,507	固定資産撤去費用引当金	31
その他	331	その他	364
貸倒引当金	△2	固定負債	19,658
固定資産	64,727	長期借入金	9,079
有形固定資産	18,843	繰延税金負債	7,536
建物及び構築物	9,590	役員退職慰労引当金	45
機械装置及び運搬具	5,103	固定資産撤去費用引当金	100
工具、器具及び備品	194	退職給付に係る負債	2,668
土地	3,850	その他	228
建設仮勘定	104	負 債 合 計	30,657
無形固定資産	1,628	(純 資 産 の 部)	
のれん	1,515	株主資本	28,509
その他	112	資本金	1,323
投資その他の資産	44,256	資本剰余金	86
投資有価証券	43,793	利益剰余金	27,788
長期貸付金	10	自己株式	△688
繰延税金資産	5	その他の包括利益累計額	22,559
その他	476	その他有価証券評価差額金	22,484
貸倒引当金	△28	退職給付に係る調整累計額	74
		純 資 産 合 計	51,068
資 産 合 計	81,726	負債・純資産合計	81,726

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		24,392
売上原価		19,020
売上総利益		5,372
販売費及び一般管理費		5,140
営業利益		232
営業外収益		
受取利息及び配当金	971	
投資有価証券売却益	121	
持分法による投資利益	48	
企業立地奨励金	95	
その他	150	1,387
営業外費用		
支払利息	35	
固定資産除売却損	146	
その他	6	189
経常利益		1,430
特別利益		
資産除去債務戻入益	31	
関係会社株式売却益	29	
投資有価証券売却益	9	71
特別損失		
減損損失	2,231	
固定資産撤去費用引当金繰入額	38	2,269
税金等調整前当期純損失		768
法人税、住民税及び事業税	346	
法人税等調整額	△411	△64
当期純損失		703
親会社株主に帰属する当期純損失		703

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,313	76	28,931	△687	29,633
当期変動額					
新株の発行	10	10			20
剰余金の配当			△439		△439
親会社株主に 帰属する当期純損失			△703		△703
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10	10	△1,143	△1	△1,123
当期末残高	1,323	86	27,788	△688	28,509

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	14,928	74	15,003	44,637
当期変動額				
新株の発行				20
剰余金の配当				△439
親会社株主に 帰属する当期純損失				△703
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,555	△0	7,555	7,555
当期変動額合計	7,555	△0	7,555	6,431
当期末残高	22,484	74	22,559	51,068

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	14,817	流動負債	9,297
現金及び預金	5,411	支払手形	261
受取手形	67	買掛金	1,865
売掛金	5,104	短期借入金	2,700
有価証券	250	1年内返済予定の長期借入金	742
商品及び製品	1,425	未払金	842
仕掛品	671	未払費用	2,324
原材料及び貯蔵品	1,346	未払法人税等	211
その他	543	固定資産撤去費用引当金	31
貸倒引当金	△2	その他	318
固定資産	63,857	固定負債	19,294
有形固定資産	17,824	長期借入金	8,906
建物	8,642	繰延税金負債	7,457
構築物	741	退職給付引当金	2,610
機械及び装置	4,412	固定資産撤去費用引当金	100
車両運搬具	15	その他	220
工具、器具及び備品	183		
土地	3,725	負債合計	28,591
建設仮勘定	104	(純資産の部)	
無形固定資産	110	株主資本	27,714
投資その他の資産	45,923	資本金	1,323
投資有価証券	42,539	資本剰余金	86
関係会社株式	2,965	資本準備金	86
長期貸付金	15	利益剰余金	26,993
その他	428	利益準備金	328
貸倒引当金	△25	その他利益剰余金	26,665
		配当準備積立金	720
		固定資産圧縮積立金	1,675
		別途積立金	22,700
		繰越利益剰余金	1,569
		自己株式	△688
		評価・換算差額等	22,369
		その他有価証券評価差額金	22,369
		純資産合計	50,084
資産合計	78,675	負債・純資産合計	78,675

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		18,981
売上原価		14,507
売上総利益		4,474
販売費及び一般管理費		3,964
営業利益		509
営業外収益		
受取利息及び配当金	976	
投資有価証券売却益	121	
企業立地奨励金	95	
その他	143	1,336
営業外費用		
支払利息	34	
固定資産除売却損	144	
その他	3	182
経常利益		1,663
特別利益		
資産除去債務戻入益	31	
関係会社株式売却益	29	
投資有価証券売却益	9	71
特別損失		
減損損失	1,797	
固定資産撤去費用引当金繰入額	38	1,835
税引前当期純損失		100
法人税、住民税及び事業税	330	
法人税等調整額	△412	△81
当期純損失		18

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,313	76	328	720	1,707	22,700	1,995	27,451
当期変動額								
新株の発行	10	10						
剰余金の配当							△439	△439
固定資産圧縮積立金の取崩					△31		31	—
当期純損失							△18	△18
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	10	10	—	—	△31	—	△426	△458
当期末残高	1,323	86	328	720	1,675	22,700	1,569	26,993

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△687	28,153	14,868	14,868	43,022
当期変動額					
新株の発行		20			20
剰余金の配当		△439			△439
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純損失		△18			△18
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			7,500	7,500	7,500
当期変動額合計	△1	△438	7,500	7,500	7,061
当期末残高	△688	27,714	22,369	22,369	50,084

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 宏 季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制に係る体制全般について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

名糖産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	小 岩 井 聡	Ⓔ
監 査 等 委 員	宮 博 則	Ⓔ
監 査 等 委 員	宮 本 正 司	Ⓔ
監 査 等 委 員	山 本 光 子	Ⓔ

(注) 監査等委員宮博則、宮本正司及び山本光子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内



会 場 名古屋市中村区平池町四丁目60番地12グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 4階 大会議室406・407
交通機関 あおなみ線ささしまライブ駅より会場まで徒歩で約3分

■ 駐車場のご用意はございませんので、
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

